（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第二十七条　［略］

［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百二十条第一項第一号	一　請求者の氏名、生年月日及び住所	一　請求者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号
［略］	［略］	［略］
改正前施行規程第百二十一条の二第一項第四号	障害共済年金、国家公務員共済組合法による障害共済年金、私立学校教職員共済法による障害共済年金、移行農林共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）のうち障害共済年金、特例障害農林年金、厚生年金保険法による障害厚生年金又は国民年金法による障害基礎年金	厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付（障害を給付事由とする年金である給付に限る。）
改正前施行規程第百二十一条の二第一項第五号	五　加給年金額対象者となるべき者があるときは、その者の氏名、生年月日及び請求者との続柄	五　加給年金額対象者となるべき者があるときは、その者の氏名、生年月日及び請求者との続柄 五の二　加給年金額対象者（第七号に規定する配偶者を除く。）の個人番号

（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第二十七条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百二十条第一項第一号	一　請求者の氏名、生年月日及び住所	一　請求者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］
改正前施行規程第百二十一条の二第一項第四号	障害共済年金、国家公務員共済組合法による障害共済年金、私立学校教職員共済法による障害共済年金、移行農林共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）のうち障害共済年金、特例障害農林年金、厚生年金保険法による障害厚生年金又は国民年金法による障害基礎年金	厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付（障害を給付事由とする年金である給付に限る。）